

第17日目（9月20日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。

これから本日の会議を開きます。

なお、副市長から公務のため遅刻、病院事業管理者から公務のため欠席、議会事務局長から入院のため欠席の届が出ておりますのでこれを許します。

○議 長 本日の日程はお手元の配付のとおりといたします。

（午前9時30分）

○議 長 日程第1、平成24年陳情第2号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択のための陳情、日程第2、平成24年陳情第3号 「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情、及び日程第3、平成24年陳情第4号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、以上3件を一括議題といたします。3件について総務文教委員長・関 昭夫君の審査報告を求めます。

○関総務文教委員長 おはようございます。平成24年9月4日に付託されました事件の審査について結果を報告させていただきます。

まず陳情第2号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択のための陳情につきましては、必要であるという意見、また、外向的に進めるのが基本だということでこのような法整備はやることは避けていただきたいというような意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

次に陳情第3号 「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情につきましては、本当に不都合があるのかわからないというような意見が多数でありました。採決の結果、賛成者なしで不採択とすべきものと決しました。

次に陳情第4号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情であります。毎年このような形で出てきていることではありますが、公立と同じようにしろということではないというふうには考えるけれど、という賛成ではあるがそういう部分がというような意見がありました。また、地域の特殊な事情等を考慮すれば賛成というような意見もありまして、採決の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。以上です。

○議 長 3件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

○岩野 松君 陳情第2号についてですけれども、緊急事態という問題に関して昨年の大災害に対してを端に発しながら、結局政治的な問題である北方領土とか尖閣諸島など、そういうことも含めて事あるごとにしていきたいというのが見えるような陳情というふうに見えるのですけれども、そこら辺の討議、討議というか質疑などはどのように交わされたか。もしあれされたらお話しいただきたいと思います。

○**関総務文教委員長** 請願とかでなくて陳情ですので、各議員の意見という形で表明がありました。そのような話はありませんでした。

○**若井達男君** 今ほどの委員長報告に対して、陳情第3号についてこの審査の結果について内容をお伺いいたします。今ほど、なかなか内容的に理解できない、わからないといった意見が多々あったという報告をいただきましたが、それはそれとしてこれは私は大変重要な問題だというふうに感じております。

ということは、これに対する請願者が本当にこれを暦に関する期間の制定、これは民法143条で決まっておりますし、あと子どもの就学等については学校教育法、また学年の始まり等については学校教育法の中の規則の中に決まっていることなのです。それをあたかも簡単にこういうことをなくする、よくするというその辺の意志が私はどうもはっきりしないと。

そんなことでできることならば、この陳情者に対してその辺のどういった観点からこういったものが提出されてきておるかということは、ひとつ聞いてみたいなんていうふうに思っておりましたが、この最後についてそういった意見はなかったですか。まずそれを最初にお伺いします。

○**関総務文教委員長** 若井議員からのご意見ですが、そのような質疑はありませんでした。

○**若井達男君** ないとなれば全く残念ですが、ここにいる私たちは新しい新学校教育法に基づいては、全てこの法律の下に小学校に入学し、そうして中学に入り、そこまでは法律に基づいた中に、そしてその保護者はこれは教育を受けさせる義務、そういったものに基づいて進んできたわけです。満6歳をどこで数えるかということは、これはきちんと規定されてあるのです。満6歳は誕生日の前の最終日の最終時限12時をもって満と数えると。そしてその満と数えた6年を経た年の最初の学年が小学校に入る学年であると。そして、今度、学校教育法の細則では、学校の学年時はいつかといったらこれは4月1日から3月31日というふうに謳ってあるのです。

そして、では満6歳の年齢をどこで数えるといったら、3月31日生まれの人は誕生日の前となると3月30日なのです。そこで満6歳になるものですから1日空いてしまうのです。なものですから、4月1日生まれの人が誕生日の前に満6歳になるには3月31日の12時でなければならないのです。そして4月2日はどうかといったら、4月2日の人の満6歳は4月1日の12時をもって満になる。そうしたらこれほどどこかで線を引かなくてはならない。

そういうことをこの陳情者が果たしてきちんとわかった中で、それこそそれぞれ多分これは私たち南魚沼市議会だけではない、県の議会にも回っていると思いますけれど、そして先ほど冒頭申し上げましたように、私がわかるだけでも4つの法律が絡まっているわけです。それをいとも簡単に都合が悪いからというのは、余りにも陳情者としては浅はかではないかというふうに私は考えております。これは委員会の審査の結果ですので、それについて私はどうこう申しませんが、もし、これに対して委員長としての所感がありましたら聞かせていただければ、後日またこれが改めて提出された時の対応ともまた関係してきょうかと思えます。その点をひとつ、もしお考えがありましたらお願いします。

○**関総務文教委員長** 委員会の採決の結果も全員反対で不採択ですので、おっしゃるとおりです。ただ、そのような話を委員会の中でしたわけではありません。恐らくいろいろなことが絡んでいるので、とても大変なことで単純にできることではないだろうという意見もありました。

それから、事務局にほかの方の動向はという話を聞きましたが、事務局では今現在は把握をしていないということでしたので不採択になっています。多分今のお話は全議員が伺っているとしますし、陳情者への質問ということであれば直接お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○**塩谷寿雄君** 私学のほうのことについて質問いたします。委員会のほうでどれぐらいの質問がでたのかということと、全員賛成ということですのでけれども、最初言われたように公立とのという話の意見が、反対ではないのですけれども否定的な意見も出たというお話があったのですけれども、そういった意見がどれくらい出たのかというのをお聞かせください。

○**関総務文教委員長** 質問という形は、答弁者がいませんので各委員の意見でしかありません。その中で同じような内容で毎年出てくるのに、公立と同じにしろという意味ではないだろうなど。同じにしろという話になれば、私学は建学の精神があったりいろいろで、またそれを選んでいく人もいますので、当然それに見合う形の負担があったり、そういうことを実現するためにそれぞれ費用負担がかかっているわけなので、公立とまるっきり同じということではないのだろうなというような意見もありました。

ただ、先ほども言いましたが、地域の実情、公立に残念ながらという場合には、また私立が受皿になっていただかなければいけない。それからそれには通学の問題等費用負担も大きいわけですので、それなりの助成は当然必要だろうということ。あわせて子どもたちが減少の分は、公立が学級数を減らしたり学校が減ったりということで、私立がそういう部分でも引き続き受皿としていなくてはならないとか、維持していなくてはならない部分もあるのかもしれないというようなことで、全体としては反対という意見はなしで全員賛成ということになりました。

○**議 長** 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○**議 長** 平成24年陳情第2号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択のための陳情に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○**議 長** 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成24年陳情第2号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択のための陳情、本陳情に対する委員

長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって平成24年陳情第2号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議 長 平成24年陳情第3号 「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成24年陳情第3号 「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって本陳情は原案についてお諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者なし)

起立なし。よって陳情第3号は不採択することに決定しました。

○議 長 平成24年陳情第4号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成24年陳情第4号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって平成24年陳情第4号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第4、第93号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、及び日程第5、第94号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計決算認定についての2件を一括議題といたします。2件について産業建設委員長山田勝君の審査報告を求めます。

○山田 勝君 それでは、産業建設委員会に審査を付託されました第93号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、及び第94号議案 平成23年度南魚沼

市水道事業会計決算認定について、審査の結果を報告いたします。

平成23年度南魚沼市下水道特別会計決算認定につきまして、委員会としましては認定すべきものと全員の賛成により決定いたしました。

平成23年度南魚沼市水道事業会計決算認定につきましても、全員賛成により認定すべきものと決しました。審査の日程につきましては、9月7日、全員の出席により、議長も出席いただきました。執行部の説明をいただきまして審議を行いました。以上、報告を終わります。

○議 長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 第93号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第93号議案 平成23年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第93号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

○議 長 第94号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてに対する討論を行います。まず原案認定に反対者の発言を許します。

○岡村雅夫君 水道事業会計につきまして、反対の立場で討論に参加させていただきます。監査報告にありますように、過大な人口増を見込んで施設整備をした結果が、今の水道会計だということを指摘されております。施設利用率32.8パーセント、前年度に比べて0.5パーセント落ちております。最大稼働率でも40.4パーセントということで非常に稼働率も低いわけであります。それから給水収益16億5,530万、そういう中で私はいつもいのですが、企業債の元利償還金17億4,778万円という非常に逆ザヤと申しますか、非常に苦しい会計であるということであります。

また、前年度ですか、この当年度は放射能汚染という問題も起きまして、脱水汚泥が通常の処理が不能であるというような、そしてまた駐車場に山のように積まれているあの現状、何らかのまた対策も必要になります。安全・安心の水を供給するがための施設で、汚泥に放射能汚染があるということであります。また、去年の集中豪雨においては濁流、流れ込んだ

その濁流によりまして、浄水処理能力が追いつかずに一部断水をしたという状況であります。

こういったふうに根本的な欠陥も露呈されておりました、私は以前も申し上げましたけれども、従来の水源を補助水源的に、あるいは二次水源的にという提案もした経過がございますが、そういった対策も必要になってきているという状況であります。そして、給水人口は減少傾向、これに歯止めがかからない。また、経常経費は増加をし、有収水量は78.6パーセントということで非常に低いです。そして給水原価ですね、386円、供給単価が251円53銭ということで、134円47銭という逆ザヤであります。

そして、監査報告にもありますが、給水単価と申しますか、水道料金を下げる状況にないと、下げる環境はないということも断言されております。私はこの現状をみた時に、やはり一番最初に申し上げましたが、過大投資分を水道料金に課すのは無理があるということもいつつも申し上げますが、何らかの対策を練らなければなりません。

そういった中で一般会計からの繰り出し、要するに交付措置されております部分で、広域の部分であります、1億1,795万円のまだ繰入れ不足があるということでもあります。やはりそれがずっと過去に遡って、そういう制度どおりに繰り入れしていたとするならば、この147億の企業債も、もっともっと軽減されてきていたのではないかというふうに思います。

そういう観点からもしまして、もう一度申し上げますが、過大投資分を何らかの形できちんと一般財源で持つという方向をきちんとやらなければ、この水道料金を改定することは、軽減していくことは不可能な事態であることを指摘して、水道企業会計に反対の立場でございます。以上です。

○議長 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

○寺口友彦君 私は市民クラブを代表しまして、第94号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、認定の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対者が申しましたように、逆ザヤについては確かにそのとおりであります。22年度に比べても悪化をしています。また、放射能汚染であったり、水害であったりという部分で、企業会計に非常にマイナスのダメージを与えた、これもそのとおりであります。また、旧来の水源確保については23年度は水尾地区において、緊急水源としての井戸の確保、この目処は立ったという報告がありました。

過大な先行投資この部分を水道料で賄うのは問題だという、ここが一番基本的な部分でありましょうけれども、本来企業会計とはそういうものであろうと思っております。繰入金が少ない、これについてもそのとおりであります。しかしながら、決算認定とは予算の数値に対してどうであったかという部分を議論すべきであります。この繰入金についても予算の中で、公金については残念ながら含めないという形で始まっておりました。こうした中でもこの過大投資については、いわゆる水道ビジョンの見直しに取りかかるということ新しい企業管理者は申して、そのように事を少しずつでありますが進めておりました。

昨年度の事業をみますと、特に老朽管、石綿管の更新であります。配水管8,617メート

ルのうち、老朽管が4,000メートルであったという部分でありますけれども、旧塩沢地域についてはこの石綿管が異様に多く残っている。ここをいかにして早く終わらせるかということも課題であります。また、旧大和地区で散見されますような漏水問題、これについてもどこであるかという特定についてはなかなかその仕様が見つからないという部分もありました。しかしながら、事業全体としてみれば、予算にのっとった執行であったろうと思っております。そして、配水地における蓄電池の更新についても、当初予算よりもかなり減額をした中で実施を行ったというところも評価すべきでありましょう。特に職員については、昨年の水害での対応に昼夜を問わず奔走したというところは評価をしております。

ただ1点、これから見直しをしなければならないという部分が発生したのは、未収金であります。8,689万円という総額のうち、23年度単年度で4,749万円も未収金が発生をしたという部分であります。この部分をどう解消していくのかということについては、従来の収納員の活躍に頼らざるを得ないというところがありますけれども、経済状況であるのか、それとも納めていこうという市民の皆さんの意識であるのか、そこら辺の分析をしっかりして、この未収金についてはゼロにするという努力をこれからしていかななくてはならないという問題が発生しました。しかしながら全体を通してみれば、予算に対するもの、決算の数値をみれば私は認定すべきだろうというふうに思っております。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

○黒滝松男君 おはようございます。認定の立場で討論に参加いたしました。ちょっと前者の方とだぶるかもしれませんが、去年の豪雨災害におきまして、私の地区も実は断水をいたしました。本当に大変だったわけですが、いち早く給水車が、自衛隊等々を含めてでございますけれども派遣をしていただいて、本当に職員の方は不眠不休で取り組んでいたというふうに思っておりますが、何とか最悪の事態は免れて給水をしていただいたと。本当に市民の安全・安心を守るためにやっていただいたことに関しまして、敬意を表すところでございます。

先ほども話がありましたように、放射能問題等々であそこはかなり置いてあるわけですが、これも致し方がないこととございまして、安全・安心をするためには、それもきつとまたいろいろな対策を講じてあそこに今積んであるわけですが、1日も早くそれがまた撤去できるように願うところでございます。いずれにしろ、本当に豪雨災害は大変な災害でございました。土砂等の洗い流し等々にもかなりの水道水を使ったわけですが、料金の減免等々も広い地域で実施をしたというふうなことも聞いております。いろいろな意味でそういった対策をやっていただいているというふうなことを含めまして、過大な投資だとか理財の問題等々いろいろあるわけですが、計画に沿って私は事業を進めてきたというふうなことを評価いたしまして認定をいたします。よろしく願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第94号議案 平成23年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第94号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第6、第89号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第7、第90号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第8、第91号議案 平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第9、第92号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、及び日程第10、第95号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてまでの、以上5件を一括議題といたします。5件について社会厚生委員長中沢一博君の審査報告を求めます。

○中沢社会厚生委員長 社会厚生委員会の審査報告を行います。本委員会には決算審査が5件付託されました。それに基づきまして審査を行ったものであります。期日でございますけれども、平成24年9月6日、委員出席状況は8名全員でございます。議長からも出席いただきました。審査の内容であります。各々関係いたします執行部からの部長、課長、説明員からの出席を求め審査を行ったものであります。

最初に第89号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。執行部からの提案理由の説明を求め、審議に入りました。この国民健康保険特別会計につきましては、議員各位におかれましてもご承知のとおり、運営が年々厳しい状況にあるわけでございますけれども、何とか法定外繰入をしなくて済んだわけであります。

その中で主な質疑に関しましては、若干述べさせていただきたいと思っております。前期高齢者交付金に関する質問でございます。この制度は平成20年度からスタートしたわけでありますけれども、このかかる医療費がなかなか見込めなかったことから、なかなか算定しづらかったということでもあります。また、この算定に関しましては、人数の構成比率と前期高齢者にかかる医療費によって算定されるわけであります。そういうことについて各々質疑等が行われました。

また、特定健診の受診率について、また、長寿健康増進事業について等々の質疑がありました。討論に入りましたがありませんでした。採決の結果、賛成6、反対1で賛成多数で第89号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定については原案のとおり認定することに決しました。

次に第90号議案であります。平成23年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてであります。提案理由の説明を受けた後に質疑に入りました。特養への待機者の今後の推移、また、滞納の関係等の質疑がなされました。討論に入りまして、反対、賛成、各々ありました。反対討論では介護保険そのものを考える意味で、今のやり方ではだめだということで反対しますということであります。賛成討論では、今の世の中は家族、身内だけで介護はなかなか難しい。介護保険制度は重要であるし、助かっている人も多いと。保険料の上限を抑えながらよい制度にしていこうという努力がみられる等の意味で、賛成討論でありました。採決の結果、賛成6、反対1で賛成多数で第90号議案は原案のとおり認定することに決しました。

次に第91号議案 平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてでありますけれども、同じく提案理由の説明を求めて審議、討論に入りました。反対討論では制度そのものの反対である旨、反対討論であるということであります。賛成討論でありますけれども、この議案は決算がきちんとなされているかどうかの決算の認定だと考えていると。制度がどうだとか、悪いとかというのはおかしい、国のルールの中で一生懸命やっていることが認められるので賛成であると、そういう趣旨の賛成討論でありました。採決の結果、賛成6、反対1で賛成多数で第91号議案は認定されました。

次に第92号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてであります。同じく執行部から提案理由の説明を求め、審議に入りました。主な質疑でございますけれども、今の診療所の職員体制はどのくらいを基準にしているのかということ。そして、医療業務の委託料について等々の質疑があったわけであります。そして討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、原案全員賛成で第92号議案は原案のとおり認定であります。

最後に第95号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑に入りました。主な質疑の内容でございますけれども、薬品費が相当伸びているがどういうことなのかと。また、一時借入金利息の件、また人件費の件、そして企業債の件等々の質疑を行いました。討論に入りましたけれども、討論はございませんでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり第95号議案は認定いたしました。以上でございます。

○議長 長 5件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

○寺口友彦君 社会厚生委員長にお伺いいたします。第90号議案について、この制度そのものについて遺憾だということで反対ということであったそうですけれども、この制度のどこがいけないという理由があったかどうかお聞かせ願いたい。

○中沢社会厚生委員長 これに関しまして、具体的には全く述べておりませんでした。そういう面で、現状で、今後、今までの国保と関係しても、滞納率が伸びている。それに関しまして今後を危惧するという部分を述べた中で、そういう趣旨の討論であったというふうに記憶しております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 第89号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず、原案認定に反対者の発言を許します。

○岩野 松君 89号議案に反対の立場で討論に参加いたします。これは1961年に皆保険制度ができて、自営業者、農業者、そして零細企業の従業員など、約3分の1に当たる国民が、医療保険で受けられるようになりました。発足当時は国保全体の48パーセントが国庫補助でございました。しかし、現在は25パーセントまで下がったといわれています。

国民皆保険制度は存続すべきと私は思っていますけれども、国保税が高いと悲鳴を上げている世帯は、年を追うごとに増えてきています。滞納者も減らず、当市でも収入未済額に対して調定額の8パーセントにまで収入未済額は増えております。そして県内1位2位を争う国保税高ランクの位置にいます。医療費は県内でも多くない、少ないほうに位置していると市長は言います。なぜ高いのか。今年の調査の担当者の発表では、個人割や世帯割、そして所得割全て近隣の市と比べても高く設定されています。高止まりになる要因ではないでしょうか。

現在の国保加入者は、自営業者や農業者はもちろん入っておりますけれども、退職者、それと失職者など社会的に弱者世帯の割合が多くあります。始まった頃よりずっと生活困窮者の割合が多い保険制度になっています。安心して医療にかかれる皆保険制度にのっとり、国庫補助をせめて市としても最初に戻すように、国に求めるべきです。また、市としては法定外繰入1億円を投入する英断を今年を行いました。市長は、これはあくまで値上げを食い止めるカバー分だといいました。県内でも高い保険料なのです。たとえ約束事でも値下げに生かすなら、市民からは喜ばれ、評価はより上がったと思います。

最後に不用額が昨年より1億円以上多く4億6,158万円あります。収入額の6パーセントにあたり、これも多すぎることを指摘して、国民健康保険決算に反対の討論といたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

○塩谷寿雄君 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計の決算について賛成の立場で討論に参加させていただきます。今回の法定外繰入等々のことも特別委員会で、市民の方が委員会でこれは答申を出して決めていることでもあります。この決算について共産党さんが反対するということがよくわかりません。それと法定外繰入を行っている県内の自治体があります。私が調べたところの自治体は、全て前年度よりもやはり保険納税者の納税金額よりも、法定外繰入を行った上で上がっている、そういった自治体があります。一例を申し上げますと三条市などは、法定外繰入を行ってまして23年度決算では、伸び率8パーセント、24年度には11パーセントを見込んでやっているそうです。そういった中でも、やはり一般財源を入れるということは、国民健康保険を払う方も多少なり負担しなければいけ

ない、そういった答申でこう出しているものだと思っております。

納税者の中で払っていない方は、病院に行かなければいいわけであり、払えない方に対してはしっかりとした救済処置ができているものと思っております。私も国保税の納税者のひとりとして、子ども6人いますけれども、やはり安くしたいですよ。それを一緒に考えてやっていきたいと思っておりますので、ぜひこの決算には賛成していただきまして、一緒に安くなる方法を考えていただければいいかと思っております。以上で私の討論とさせていただきます。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

○樋口和人君 それでは第89号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加をいたします。世界の中では経済的な理由で病院や医師にかかることができずに命を落とす幼児ですとか、あるいはお年寄りがいることは珍しくないというふうに思います。日本では世界でも珍しいほどの、有数の長寿国でありますし、乳幼児の死亡率につきましても極めて低い状況であります。このことは国民健康保険法が社会保障、それから国民保険の向上に寄与することを目的として昭和33年に制定され、公的医療保険のセイフティネットとしての役割を果たしているということだと考えています。

しかし、先ほど前者と申しますか反対の討論の中にもありましたけれども、この時代の流れの中で、この制度自体が疲弊しているということもまた事実だとは思っています。しかし、市町村は、国民健康保険法の定める中でこの事業を行っていかねばならないということが法の定めでありますので、この制度の中でいかに市民の皆さんの負担を低くし、あるいは国民、市民の皆さんの健康を守ることを考えていくかということだと思っております。

その中でこの南魚沼市の国民健康保険特別会計の執行状況を見ていきますと、高齢化が進んで医療費が増加していく中、保険税の値上げを最小限にするというこの予算立てをいたしました。その努力の中で結果的には据置きで済んだ、済ましたということだと思っております。また、その中で特定健診の受診率の向上、これに努める、あるいは努めている姿がよくわかります。また、保険税の収納率の低下ということが気掛かりでもありますけれども、このことについても収納率の向上を図るべく努力している姿も伺えます。

今後、この負担の公平性確保のためにさらに収納率の向上を目指していただきたいと思いますけれども、そのことを指摘をした中で、この南魚沼市の国民健康保険特別会計は法の精神にのっとり適切な執行がなされていると私は考えますので、そういった意味でこの第89号議案には賛成の立場であります。どうか多くの皆さん方からも賛成の立場に立っていただければと思います。

○議 長 休憩します。

(午前10時24分)

○議 長 休憩をといて会議を再開いたします。

(午前10時24分)

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

○佐藤 剛君 私は市民クラブを代表しまして議案第89号 南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について賛成の立場で討論に参加をしたいと思っております。なかなか実感として景気回復がみえない中で、国保の税負担が重くなっていることは私も感じております。決算の中で滞納額が5億3,700万になったということは、そのひとつの表れだというふうに思いますけれども、これはひとつには国保制度そのものの根本的な見直しがなければ、一地方自治体だけの対応で解決が見つかる問題ではないわけでありまして。

国も、そういう地方の国保財政が厳しいという中で国保安定化事業、そしてまた高額医療費共同事業、それらの財政安定の基盤強化策を延長しているわけでありまして、70歳から75歳までの被保険者の1割負担を2割負担にするという見直しについても、23年度も凍結したわけでありまして。そして、この経済状況の中で、非自発的失業者の所得算定についても100分の30の算定を、23年度も継続して行っております。

市も先ほどから出ていますように、そういう税負担が重くなっている実状の中で、国保運営協議会の中で一般会計の法定外繰入を入れても国保税の値上げは5パーセント程度以内に抑えるべきだという答申を受けて、23年度は1億円の法定外繰入を入れまして5パーセント以内に抑えた予算を組んだわけでありまして。

その後、前年度の所得が出てきて、その5パーセントも値上げしないで済む、据置きでこの23年度の国保が運営されてきたわけでありまして、決算を迎えた結果としましては、その1億円の法定外繰入も入れずに、なおかつ国保税率据置きという形で経過をしたわけでありまして。これにつきまして、先ほど反対者の意見の中では、最初予定をした1億円の法定外繰入だから税額を減額するように回すべきではないかという意見がありました。しかし、私たちは国保加入者が3割ぐらいであるということ、そして国保税が目的税であること、だけれどもなおかつ国保の税負担というのはもう限界に近い、しからば、一般会計からの繰入れも仕方ない、1億円は税率を5パーセント以内に抑えるのだったら1億円を認めましょうということで、当初議決をしたわけですので、使わなかったからといってさらにそういう国保の状況の中で税額を下げるのところまでは、議会の中で議決していないわけですので、今年の場合にはそこにはやはり私は回せないというふうに思います。

国保会計は反対者がいうように、国民皆保険の中で本当に基盤をなす役割を担っているわけですので、本当に病気になった時、医療にかかれないというようなものでは困るわけなのです。今後ともいろいろ改善もしていかななくてはならないわけでありましてけれども、この23年度についてみれば先ほど言いましたような対応、そして取り組み、それらをよしとしまして、私は23年度の国民健康保険特別会計決算認定については賛成をしたいと思っております。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第89号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第89号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第90号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず、原案に反対・・・

○岩野 松君 90号議案の介護保険特別会計決算に反対の立場で討論に参加いたします。高齢者が介護が必要になっても尊厳を保ちながら暮らし続けることができる社会を目指して、質の高い保険料、医療、福祉サービスを将来にわたって安定した介護保険の確立を目指す、これが始まる時の厚労省の謳い文句でした。その前までは福祉で比較的そういうところはみていたわけですが、その時には国の補助はやはり50パーセントでありましたが、介護保険になり25パーセントを国は持ち出すことになりました。今年は4期目の最後の年の決算でもあります。

保険料は改定ごとに上がり、普通徴収者といわれる低年金者などの払えない人たちも増えてきております。滞納繰越分の収納は、わずか全体でも9パーセントが今年の収納率でありました。今まで国保などに加入していた時には、自分がその保険料を払う必要がなかったのですけれども、今回新しい制度は一人ひとり全てが払う、そういう保険料になり、新たな税金感となってきております。

そして、利用料1割負担も低所得者にとっては重い負担であります。特に特養入居者には大変で、そのために知人から工面もしながらも入居者のためにという話もたまに聞きます。国民年金で入れる特養が欲しい、今の高齢者の一番の要望でもあります。待機者を解消すべき特養は今年も新しく始まりました。来年もまたできるように聞いておりますし、またミニ特養もできつつあります。そういう意味では絶対的な努力がないとは私はいい難いです。しかし、これから高齢者が増えることを考えれば、本当にますます介護保険は大変な状況が生まれるのではないかと思います。

私は24時間態勢北欧型のそれを主張している一人でもありますけれども、市民の皆さんからは受け入れられません。それは介護保険が始まる時に比べて、なかなか思うように利用できないという思いが強いのか。特に丁寧に面倒をみてもらいたいという要望もありますけれども、認定があつてそのたびごとに状況が変わったこともあつて、その苦情も結構ありました。介護保険そのものへの思いも、本当に弱者救済になるのかということもありまして、とてもそんないいことを言ったって24時間なんてできるわけがないという答えが返ってきて

いるのが今の現状です。けれども、やはり国民年金で入れる特養、安心して入れる状況は作るべきであるが、今のところそういう状況ではありません。介護保険が謳っているように質の高い安定した介護保険制度には、ほど遠いと言わねばなりません。よって反対の討論に参加をいたしました。以上です。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

○寺口友彦君 第90号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表して認定の立場で賛成討論に参加するものであります。先ほど認定ができないという方に、制度の欠陥についていろいろと意見を言っていました。確かに質の高い介護が実施されているのかという部分でありましょうが、質の高い介護とは、この地に生まれ、この地に育ち、この地で最期を迎えたいという方たちが、介護が必要となった時にどういう思いでいるのかという部分まで、税金を使つてのサービスはどうかという部分が入ってくるのかと思いますけれども、この部分については議論の余地のあるところであろうというふうには思っています。

国の補助金が低い、これは確かに制度上そうなっております。年金者の収入に対する保険料の比率が高い、これも確かにそのとおりであります。そして、1割負担も個人的には非常に重いと、そういう方が出ている、これも事実でありましょう。そして施設の待機者が多数いると、これはベッドについての規制があるという部分でありますので、確かに制度上問題があるかもしれません。認定の仕方についても、改善の兆候がみられないのに、改善されたという認定があるのかもしれませんが、これは公正にやられているものだというふうには私は思っております。こういう制度の欠陥については聞かせていただきました。

しかしながら、決算認定とは、予算に対するその数字がどうであったかという部分についての議論をするべきだというふうには私は思っております。そういう面で行くと、確かにこの第5期の介護保険料は18.5パーセントの値上げという、非常に大幅な値上げであったという部分があります。制度上の欠陥を抱えながらの運営を、南魚沼市も強いられているわけですから、その中では致し方のない部分であろうかというふうには思っておりますけれども、それでも保険料の支援については、いろいろな手当を市も考えているというわけではありません。この制度の中で何とかやっつけようという、そういう姿勢が私は見られているというふうには思っております。

ただ、やはりこの南魚沼市に住んでいる皆さま方が、この地に生まれ、この地に育ち、この地で最期を迎えると、その最期を迎える時に介護は必要だとなった時に、果たしてどういう介護が本当に必要なのだろうかというところの議論をまずしていくべきかというふうには思っております。したがって、この第90号議案については認定すべきであろうという立場で討論に参加しました。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第90号議案 平成23年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第90号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第91号議案 平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。反対討論ですか。

○岩野 松君 91号議案の後期高齢者医療特別会計決算に反対の立場で討論に参加します。先ほど質疑の中でそのものに反対というのは、私は後期高齢者医療制度そのものは最初から反対していましたけど、介護保険ではそういったことをいった気持ちはありませんけれども。プロセスの中ではこれはとても大変な保険だというふうに思うようになってきています。

後期高齢者医療は作ることから反対をいたしました。何度も言いますが、老い先短い75歳という——今は非常に日本は長寿の国になりましたからそんなにではないですけども、でも短い時になって、お前は今度、年寄りの部類だと区別されることが、なってみると非常に「嫌だな」という意見が大多数です。そして十分に医療を尽くすという保障も私はみえないと思っています。

これは県単位の広域保険でもあります。実務の仕事は全て市町村が行うのですけれども、裁量権というか、最終的には県が責任を持つというのが、広域医療の制度だと思っています。新潟県はほかの県と違って料金値上げがされませんでした。そのことは評価いたします。しかし、利用料は3割負担にまでなっていますし、1日も早い廃止を求めて討論に参加しました。以上です。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

次に原案認定に反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第91号議案 平成23年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第91号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第92号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定につい

てに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第92号議案 平成23年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって92号議案は原案のとおり決定することにいたしました。

○議 長 第95号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第95号議案 平成23年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第95号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は11時5分といたします。

(午前10時46分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

○議 長 日程第11、発議第5号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

○小澤 実君 それでは「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書についてであります。東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉が繰り返されたことに代表され、緊急事態における取り組みの甘さを国内外に広く知らしめる結果となりました。日本国憲法には非常事態に関する条項がなく、平時の体制のまま、国家的緊急事態に対処しようとする初動対応としての私有物の撤去や、土地の収用等に手間取り、救援活動に様々な支障をきたし、その結果、さらに被害を招くことに繋がっておりました。一方諸外国においても、このような大規模自然災害時には、非常事態宣言を発して政府主導のもとに救援や復興に対処することとしている国も大変多くあります。

緊急事態時に、我が国の措置を講じる責務を持ち、経済秩序の維持や公共福祉の確保を図るため、平成16年には自民党、民主党、公明党の三党により、緊急事態基本法制定の合意はなされておりましたが、未だに制定されておりません。このような状況の中、大規模自然災害、それからいろいろ今も起こっております領土問題であるとか、国民の生命、財産の安全が脅かされる事態が発生しております。緊急事態に備えることが喫緊の課題となっております。このようなことにより国会及び政府におかれては、国民の生命、及び財産を守るため緊急事態基本法を早急に制定されるよう、強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。多くの皆さまの賛同を求めるものでございます。

○議 長 質疑を行います。

○寺口友彦君 提出者にお伺いいたしますが、この意見書の文面の中に平成16年5月に三党合意がなされたというふうになっております。その後国会では未だ制定をされていないという、8年ぐらい経過をしているわけです。この間、この三党の中で緊急事態基本法についての細かな部分での意見調整といいますか、があったと思いますけれども、そういうところを、どういうところが合意ができない、ここは合意はできるというようなところの情報があったら教えていただきたい。

○小澤 実君 その辺が、私がちょっと認識不足でございますが、細かい調整という部分については私は認識しておりません。

○笠原喜一郎君 ちょっとお聞きをいたしますが、今、領土問題等で非常に不穏な動きがあるわけですが、仮に今緊急事態法があった場合と、今はないわけですが、どういふふうに変えられるのか。そこをお聞きいたします。

○小澤 実君 今のままであれば結局手を出せない状況なのですが、政府の初動も含めて対応が早まるというふうに認識しております。なかなか今はまだ何があっても後手後手の世界だと思っておりますが、その辺の会議の内容等々が早まり前進する、対応が前に出るといふふうに認識します。

○牛木芳雄君 前者の質問と重複する面があるわけですが、尖閣諸島に対して不穏な動きがある。今のこの緊急事態法では、例えば自衛隊が出られるようになるのでしょうか。今は海上保安庁が出ているわけですね。そうすると、自衛隊がそういうところに警備に出ることができるようになるかならないか。

○小澤 実君 その辺は今の憲法上の絡みで難しい部分があるのかと思いますが、それらもまた含めてこの法律が成立することによって変わっていくものと思います。

○牛木芳雄君 その緊急事態法の中には、自衛隊がそういうところに派遣されるかされないかというのは書いてあるのでしょうか。私は重要な問題だと思っているのです。

かつて、戦前ですね、戦争を交えた時には、邦人の保護とか領土を守るという意味で、当時の軍隊ですが、それが衝突したのが戦争に向かっていったというふうに私は認識をしているわけですが、自衛隊は外国からみれば軍隊というふうに見られている。日本は自衛隊といっていますけれども、外国から見ると軍隊というふうに見られていると思うのです。

それがもし、そういう問題のある地域に出ていくことを想定したこの緊急事態法であるかというのを聞きたい。

○小澤 実君 その辺は私個人としてはちょっと認識不足ではありますが、また三党の中でもって話し合われるものと思います。

○腰越 晃君 これは緊急事態にかかる基本法でございますので、この法律が成立した後に、例えば必要な自衛隊法の改正であるとか、災害救助法、あるいは海上保安庁に関する法律の改定であるとか、そういったものは緊急事態に合わせて迅速な対応ができるように法律改正を前提としているものであると、そのように私は理解しておりますし、提出者の考えでもあると思っております。

当然のことですけれども、今自衛隊に関する質問が出ましたけれども、日本国は独立国家として当然のことながら・・・不正なる侵害に対してはそれに対応する権限は持っているでありまして、憲法9条に関連するかどうかという問題ではないというふうに判断しております。以上のように私は理解しておりますが、提出者のお考えはいかがでしょうか。

○小澤 実君 そのとおりでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○岡村雅夫君 陳情に基づいてのこの意見書案について、私は反対の立場で討論に参加させていただきます。この陳情書のほうで、これが災害にかこつけてという言い方は悪いかもわかりませんが、災害想定という問題と外部からの武力攻撃、テロリスト等に大規模な攻撃と、こういう形でもうまるっきり次元の違う話を一緒にした形のこの陳情であります。

そして、今質疑の中で問題になったのが、やはりそういった外交的な北方領土問題とか尖閣諸島とかというそういった領土問題、あるいは北朝鮮等の武力行使的な部分、そういう部分をクローズアップさせた形でこの意見書ができてるように私は思います。

私は日本国憲法に今、関わりがないというふうないい方をするのですが、私はそうではなくて、自衛隊自体が軍隊というふうに諸外国から見られているわけでありまして、また装備もしているわけでありまして。そしてまた、アメリカとの軍事協定もあるわけでありまして。日本は日本国憲法を忠実に守って、あそこにも書いてありますけれども、外交を主とした形で対処をするのが、私は当然のことというふうに捉えております。そういった外交努力という言葉がここにはないです。

そして、未然に防ぐために海上保安庁が、自衛隊がというような議論までされるというようなこと自体が、私は大変な問題だというふうに指摘をしておきます。あくまでも外交を基準とし、そしてそういった問題に至らないような努力というのが常に必要だというふうに考えておりますので、そういうことなしに、この武力行使ができるような事態を想定した法案、基本法を作成することについては反対であります。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第5号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、発議第6号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

○関 昭夫君 私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について説明をさせていただきたいと思います。意見書は2通ございます。国に上げるもの、県に上げるものということで内容が少し違っておりますが、基本的に同じものというふうにお考えをいただきたいと思います。なお、陳情に基づいての意見書であります。陳情の審査報告でも申し上げましたが、私たちの地域の特殊性等も勘案し、なおかつ現在の私学への助成、公立との格差という部分が歴然とあるわけですので、その辺を軽減していくという意味で意見書を提出するものでございます。以上です。

○議 長 質疑を行います。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第6号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、発議第7号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働しないことを求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

○岡村雅夫君 発議第7号の説明をさせていただきます。6月議会の当時ですが、大飯原発再稼働の問題がございまして、全基止まった状態を打開しようという政府の考え方だったかと思いますが、大飯原発が再稼働をしました。そうした中で当時、意見書を上げようとしたわけではありますが、議会の議運の中でありましょいか、ひとつ大飯には大飯の理由というか事情があるだろうと、柏崎刈羽原発でひとつ再稼働しない方向での意見書を全会一致で上げようではないかと、こういう話でありました。

そうした中で私はその協議に参加していたわけでありすけれども、次に説明のある8号議案とは一部変えてあります。重複しますので、その意見書の案文については後段の3行以外は全て同じ文章であります。情勢、また世論の動向、あるいは今後のエネルギー対策等が述べられております。

私はこの段に当たっては、後段の3行であります、特に柏崎刈羽原発に重大な事故が発生すれば、南魚沼市は50キロ圏内であり、この三国峠と申しますかこの山岳条件等、気象条件からしても甚大な被害を受けることが想定されるということで、柏崎刈羽原発の再稼働をしないことを求めるという意見書にさせていただきました。

皆さん方から多くの参同を得て、この柏崎刈羽原発は大変地盤の問題等、あるいは地震の災害等——中越沖地震であります——を受けている施設であります。慎重にではなく私は再稼働しないことを求めるということで強調すべきだという考え方で、意見書を提出したものでございます。以上、賛同をお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○若井達男君 確かに今、提出者のお話にありましたように、この後また同じような文面でできております。これは言うならば、地域の限定ある、なし、まさに一言が稼働しないということと慎重、その文言の取り扱いだというふうに私自身は判断しています。

昨日はそれこそ、日本、我が国で原子力規制委員会が、今までの全ての委員会等を見直した中に新たに発足しております。そしてこれには5人の委員が総理から任命されて、しかしながら国会同意は得ていないというようなことで、泉田知事もその辺は心配しているわけなのですが。

今、再稼働をしないというこの意見書案に対して、昨日発足しました原子力規制委員会、それから全てのものに対して過去を見て調査をしていった中で、結論を出していくということを行っているわけです。これは日本国の総理大臣が指名した委員会ですが、その辺の考え方はいかがですか。

○岡村雅夫君 今朝の新聞で私も見たわけでありすけれども、昨日からの報道があります。そういった中で、その前段というか、その結果、保安院ですか、斑目委員長が非常に原子力関係についての重要なポストであったわけでありすけれども、なかなか科学者としての立場での働きが示せなかったというような話を、私は印象を持って聞いたところでありま

した。再稼働をしない、要するに原子力に頼らないエネルギー政策なり、あるいは産業構造なりを、これからきちんと考えていくべきであるというふうに私は考えております。この規制委員会というのは今後——今は止まっているわけです。一部動いていますけれども——終息するためにはどうしなければならないかというような、そういう部分に関してきちんとした対策を練っていくような委員会になってくれればというふうに、私は考えています。どうすれば再稼働できるかという立場での委員会にならないようにしていただきたいというふうに思っています。

○若井達男君 今の提出者の答弁にありましたが、そこに至るまでの過程において、これは関電はじめ日本原子力発電、これは福井県のほうでしょうか、そこにおいては関係隣接4市町が、とにかく再稼働するしないでない、立地自治体と同じ権限を私たちに与えてくれと、一言でいうなら立ち入り調査から始まって。しかしながら、これは国の今の段階では、電力業者のほうとするとなかなか再稼働に対するハードルが高くなるものですから、認められないという。

これが30キロ圏内に限ったことに対して、立地自治体と同じ権限を認めると言っているわけですが、これとて廃止、即稼働停止ということではなく、停止している状態の中、そして原子力規制委員会が発足した中において、やはりきちんと精査していくというのが、その上に立った関係市町の要望であると思っています。

私たちにおいても新潟県知事は、とにかく柏崎刈羽原発については、まだ福島事故の調査がはっきりしていないではないか、出ていないではないかと、そういった中についての懸念はされているわけです。今度私たちのところを見るとこれは確かに50キロ圏内に入っております。そして確かに気象条件もこれは指摘はされます。確かに冬のこれからの季節風等によった中に、放射線の流れがどのようになるかということは、懸念はされる場所ですが、やはりこれとてただ口頭うんぬんでなく、今私たちができることは、きちんとした風向、気温等に向けた中の調査がまず必要ではないかということで、私もすぐ稼働しなさいということではないのです。

そういったことで、この後も同様な意見書案が出ておりますが、そういったことで、これは反対討論ではありません。今、提出者の考え方を聞かせてもらっているものですから、それによってまた判断したいというふうに考えております。この立地自治体との隣接自治体の関係はどのように考えておりますか。

○岡村雅夫君 今、新潟県内では全自治体がそういった協定を結ばなければというような状況は、長岡市を中心とした立地市町を交えての方向だと私は思っています。それは協定を結んだとしても、結んでおけば再稼働してもいいかという問題とはちょっと違うので、それはそういったもし稼働する、しないに関わらず、今あそこに大変な施設があるわけですよ、事故が起きた場合。今の現状でも事故が起きた場合であれば、ではどういった避難態勢をとらなければならないとか、あるいはどういった影響がでるだろうかという想定をしなければならないということだと思えます。そういった中で私は、当然新潟県の方針というのは今い

いのではないかというふうに感じております。

ひとつ、前段になる私が問題視しているのは、通常に稼働している状態で、事故が起きない、起きないと言いながら事故が起きたと。けども、その前の段階として考えると、やはり通常に稼働していても、廃棄物は通常の産廃ではないですね。処理の方法すらまだ確立されていないというのが、今終息できない、大きな事故が起きたら救命もできない。本当にそういうものなのだという認識から始まると、やはり原発は再稼働しなくて、そして終息の方向にもっていかなければならないということではないかというふうには考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

○腰越 晃君 意見書内容については、柏崎刈羽原発の再稼働をしないことということで、柏崎刈羽原発にこの意見書では限定をしていますが、説明では日本国内にある全ての原発が対象だという考えであることに間違いはありませんね。それが第1問目です。

それに、そういう日本国内にある全ての原発をもう稼働させることがないようにという前提の中で、今後のエネルギー需給について、今の説明では今後の課題であると、また省エネ、そういった意味での国民生活を見直していくべきであると、二つのことが述べられております。具体的に、では何が代替エネルギーになるのか、今すぐ原発を止めて国民生活、産業も含めた中で果たしてエネルギー需給はきちんとやっていけるのか。

今をご承知のように天然ガスであるとか、化石エネルギーを大量に輸入していますよね、化石原料を、燃料ですね。相当な電力コストになっているわけです。これは将来的にはかなりの電力料金の値上げになるだろうという予測もされていますけれども、あと風力であるとか、あるいは太陽光であるとかこれについても設備コストは当然かかりますし、原子力に代替するものになるかどうかというのは非常に難しい状況でもあります。そういう中で提出者はエネルギーの需給についてどういう考えを持っておられるのか。繰り返して申し訳ないけれども、省エネ生活というのはどういうものなのか、それについてお伺いします。

それとあと非常に重要なポイントなのですけれども、2030年までに日本国は原発はもうやめると、そういうことを政府は表明しましたし、IAEAでも表明しました。そういう中で恐らく日本は、世界から原発を使えない国である、それほどひどい国であるというように思われている部分もあるのかという気もしているわけです、これは余談ですけれども。

同時にこれまで原発を稼働してきた後に、使用済み核燃料というのが大量に残っているわけです。プルトニウムとか毒性がなくなるまでものすごい年月がかかる、そういうものは残っているわけですが、これについてはいろいろな意味でリサイクル研究というものが進められております。これはもうやめるのかどうかというのがひとつの——今、青森県の六ヶ所村等をはじめとして非常に大きな課題になっておりますけれども、原発をもうやめるのはいいのだけれども、こういう使用済み燃料の処理というのは、きちんとやっていかなければならない課題でありますよね。ただやめればいいというのではなくて、これについてはどのように考えているかお伺いします。

○岡村雅夫君 後段から始めます。リサイクルの問題、これはもんじゅですよ。今、2

030年にゼロにすると宣言された中で政府は、そのもんじゅは続行すると、プルトニウム生産はしていくということも言っております。そして、もう一つは40年稼働を原則とするというふうになっていますよね。30年にゼロにするといいながら、原発はこれから新設する部分、今製造中のものもあるわけですが、40年を寿命とするというようなこともちぐはぐな状態です。そういう点で、ではもんじゅが正しかったのかどうかということになれば、あれだけの爆発事故を起こして、未だ手が付けられない状況になっています。再稼働もできておりません。膨大なお金を使ってやっているというふうに私は思っております。

ですからプルトニウムをなぜ——MOX燃料として使えるという考え方ですけれども、それ自体も確立されていない技術であるというふうに言われております。ですから私は処理の問題と、その新たな利用の問題と、方向は逆かもしれないけれども、そういった処理の問題はまだまだいろいろな問題がありすぎて、ここで今の技術で、今の科学で解明できる問題ではないというふうに思います。ですから、どう今きちんと被害のないように格納するかということしかない、というふうに言われていると私は考えております。

ゼロの問題は、今言ったように発表した内容自体が非常にあやふやですね。そして、経済団体3団体が即反対という意思表示をしております。これは私は経済団体といえますか、これから前段に移りますが、エネルギーをこれからどう供給していくかという問題と、私はこの経済団体、あるいはまたそういった研究団体、研究費も当然そういったところには出ているわけでありますので、いかに安全な資源をこれから求めて、そして自然エネルギーとかいろいろ言われておりますけれども、そういった研究を早急に国を挙げてやるべきだというふうに考えております。

当座は化石燃料と、非常に膨大なお金と言いますけれども、それも全部ほとんどが海外に頼ってという状況であります。そういったので市長が言うには3兆円というような話もしていますけれども、日本の国力が今あるうちであれば、経済状況であれば、かなりこの研究はやれるものだというふうに私は思います。そうした方向づけをきちんとやるのがまず前段の大事なことではないかと思えます。

そうでなくても、今原発が動いていた時代でも、経済界は、あるいは電気関係は特にそうでしょうが、海外転出していますよね。その辺もやはりちぐはぐな問題かなというふうに私は考えています。本当に日本の労働力をきちんと使って、そして高付加価値で経済戦略をやるというのが、本来日本が進むべき道かなというふうに思っています。安い賃金を求めて海外に行って逆輸入して、日本を市場にしてという論は、余りにも顕著な状況かというふうに私は思っております。以上です。

○腰越 晃君 後のほうから順番に答えてもらいましたけれども、最後に答えてくれた内容が私が一番聞きたかったところです。2030年ですから18年後になりますか、それを1つの目的としていろいろな様々な細かい施策等が今後打ち出されてくるのであろうと、そのように考えております。

現状において日本というのは、今、岡村議員が言われたように、エネルギーを自ら選択し

て作るそういうものがないですよ。ほとんど海外からの輸入に依存しているというそういう状況の中で、やはり今現状において原発をゼロにするというのはまず無理であろうと、私はそのように理解をしているのです。やはり長い時間をかけて原発というものを廃棄にもっていく、そういう中ではある程度の原発を容認していかなければならないだろうというような理解をしております。それが普通であろうと思っているのですが、もう少し具体的に、では今原発をゼロにしてやれるんだよという、どういう代替エネルギーがあるのかというところをもう少し具体的に聞かせてください。

○岡村雅夫君 安全という問題とエネルギーの問題と一緒にすると、そういう論になるのです。だから再稼働やむなしということになるのです。これだけ危険だということがわかっていながらそれをやらなければならないというのは、やはり根本から早くゼロならゼロを目指して、18年後なんていっていたら私たちの時代ではありません、次の世代です。

それで日本は災害の多い国であって、いろいろ自然条件が大変なところで地震国でもあるというようなことで、それが今示されたわけであります。それをきちんと捉えないと第2、第3の福島は来るというふうに私は考えています。エネルギー問題についてはいろいろああいえばこういうでありますので、それは今の日本ではかなりの研究ができるはずだと、資源もあるはずだというふうに私は捉えています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

○関 常幸君 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働をしないことを求める意見書の提出について、反対の立場で討論に参加いたします。人口8,000人の大飯町議会は、5月14日に大飯原発3、4号機の再稼働について同意いたしました。事故が起きれば一番先に生命の危険にさらされるのが大飯町の住民の皆さんです。命より重いものはありません。その苦渋の決断に、議会の苦悩やその心中が察しられます。提出者はそのことをどのように思いますか。

また、先日開催された8月22日の中越地区市議会研修会の席上で、私と同じテーブルに柏崎市議会の方がおられました。私は「原子力発電所の稼働について、反対、賛成と議会も市民も大変ですね」と話したところ、その方はもう本当にしんどくてたくさんですと。町内や集落の会合があっても、反対、賛成者で分かれ、コミュニティが機能しませんよと。稼働するか止めるか早く国で決めてもらいたいと言っておられました。その話を聞いて私は、地域住民の皆さんが、円満な暮らしをしなければいけないところが、それらによって住民同士の争いをしているということは、本当に大変なことなのだというふうにこう思いました。

野田総理は2030年台に原発稼働ゼロにすると政府方針に掲げましたが、企業の海外進出や日本経済の空洞化、雇用問題等から経済団体の強い反発、原発立地市町村、アメリカ等の諸外国に配慮し、昨日の閣僚会議で原発ゼロ目標を盛り込んだ革新的エネルギー環境戦略は見送りにになりました。このことは報道でご覧のとおりであります。

そして、若井議員からも話がありましたが、昨日委員5人からなる原子力規制委員会が、そして500人からなる原子力規制庁が発足いたしました。事故から1年半と設置が遅れたことには私は大変遺憾であります。この独立した原子力規制委員会が原発の安全基準の策定や、原発の再稼働の可否について取り組むわけにありますので、柏崎刈羽原発を含む原子力発電所の再稼働については、その原子力規制委員会の活動を見守り、注視することが大切であります。

エネルギーは日本の大きな課題でありますし、これは政府の命題でもあります。ゆえに再稼働については慎重に対処することが求められますので、本意見書、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働をしないことを求める意見書に反対をいたします。議員諸氏の良識ある判断をお願いし、反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○牛木芳雄君 私は本意見書に賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。あの福島第一原発の事故直後、当時の官房長官、あるいは政府の要人が「健康には直ちに影響はありません」という発言を何回もいたしました。我々も何回も何回も聞きました。しかし、その事故の深刻さがわかって、あの住み慣れた土地を、そして家を離れ、飼っていた牛や豚も置いて、ペットも置いて、命からがら避難をされた方が何万人もおいでであります。そして、あの方々はまだ帰ることができません。これからも多分帰れないでしょう。あの悲劇を二度と繰り返してはならない、このように思っています。

電気事業連合会の報告によりますと、全国に福島第一原発も含めてですが54基あるわけですが、直近3年間で44件の事故の報告があった。10年間で177件の報告があった。絶えずどこかで原発の事故が起きているわけであります。そして、重要な、重大な事故が起これば、この南魚沼市は甚大な被害を被ることは間違いありません。そこに50キロ圏内と書いてありますが、越前地区の一部では40キロ圏内であるわけであります。私の調べたところは40キロ圏内が含まれているところがあります。絶えず西から東へ風が吹いているわけでありまして、特に、先ほど提出者も申し上げましたけれども、季節風時期にはすぐに我が市も大きな影響を受けることが、容易に考えられる。我々もあの事故を目の当たりにして、二度とああいう悲劇をこの南魚沼市民が受けたくない、そういう意味で賛成をするところあります。皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働しないこと

を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第7号は否決されました。

○議 長 昼食になりますが、審議を続行いたします。

○議 長 日程第14、発議第8号 原子力発電所の再稼働について慎重に対処することを求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

○関 昭夫君 発議第8号 原子力発電所の再稼働について慎重に対処することを求める意見書の提出について説明をさせていただきたいと思います。先ほどの発議第7号の提出者の説明、そしてその質疑、討論等で十分ご理解をいただいているものだというふうに思います。文面については、先ほどの提出者からありましたように一緒でございます。最後の行が違うだけということであります。

いろいろな思いを持っている中で、原発の再稼働に反対、あるいはいろいろな自治体の考え方、個人の考え方、国民の中でいろいろな思いが渦巻いている中で、やはりここは文面にもありますように、本当に慎重に対処していく必要があるというふうに思ってこの発議をさせていただきました。

7号のほうでは、どうしても柏崎刈羽の再稼働を認めてはならないという強い意志だったというふうには思っておりますが、日本全国の発電所について、やはり慎重に同じような対応をしていっていただきたいという思いでございます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

○寺口友彦君 提出者の方にお伺いをいたします。この文面の中で、要は慎重な対処を強く求めるという部分がありました。この部分についてですけれども、例えば原子力発電所であれば津波対策、防潮堤はどうだとか、あるいは地震対策はどうだとか、あるいは緊急電源はどうだとかという部分もあります。これに加えて先ほども質疑がありましたけれども、発電所の建屋内にある、要するに使用済み核燃料棒、これが中間処理はどうなんだと、最終処理はどうなんだという部分も全てを含めて、慎重な対処を求めるというものだというふうに私は理解していますが、いかがでしょうか。

○関 昭夫君 おっしゃるとおりだと思います。全てのものについて、やはりきちんとしたことをしていただきたい。それは拙速な結論を出しては多分間違いが起こる元になる、そういう意味では慎重にきちんと考えていただく。特に、事故の検証が済んでいないわけですので、やはりその辺も十分に検証した上で、必要な措置をとっていただくということが重要だというふうに考えております。

○岩野 松君 その「慎重」という言葉に対してなのですからけれども、政府が30年までにゼロにするという期間を区切った中でいろいろな意見がまた出てきて、再稼働の方向に向かうという状況が、今、生まれているのかという感じを私はしています。そういう中で慎重に

対処すると言いながら、それがいつまでも結論が出ないでいる時に、状況が世論というか、政府というか、国策というか、そういう状況が変わった時には、やはり再稼働しないという方向で対応するのかどうか。その慎重という言葉に対してのその思いをお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

○関 昭夫君 皆さん方も特に先ほどの7号の文面に、確か賛成者でお名前が載っていたというふうに思いますが、この文面をそのまま使っているわけですね。皆さん方も「慎重に」という思いをここに入れて書かれているわけです。いろいろな慎重の考え方があると思いますので、それ以上、私が申し上げるべきことはないというふうに考えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

○岩野 松君 原子力発電再稼働に慎重に対処することを求める意見書に対して反対の立場で討論に参加します。私どもは原子力発電そのものが、まだ最終まで理論的にも解明されていない。特に最終処分のやり方は、何をするかというのができていない。だから、見切り発車をすることに反対だという立場をとってきた政党でもあります。そういう意味で今回の大きな地震に対して、福島のアレだけのすごい、どう收拾、終えんしていいかわからないような大事故が起きたわけであります。

柏崎刈羽原発にもやはり下には地震に対するあれがありますし、いつどういのが起こるかかわからない。この前の中越沖地震でもあわや寸前だったということが最近になっていわれてきています。その時には公表はされなかった。そういう意味で私は慎重ということを考えているうちに、何だかんだ次が起きるのではないかというふうに私はさっきお聞きした時には感じましたし、やはり再稼働はすべきでない、そしてまずそこから出発すべきだという思いが私の中にはあります。

実はある方が原子力発電はそのように見切り発車をしたのだから、それを提案したり、提唱した国や電力会社にも責任はある。その責任はとってもらいたい。しかし、それを支えた国民、要するに投票した国民やそういう人たちにも責任があることを認識してもらいたいと言う学者に出会いました。私は全くそのとおりで、やはり再稼働することには絶対してはならないという思いでありますので、慎重という言葉はちょっと緩いのかという思いで、これに反対をいたしました。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第8号 原子力発電所の再稼働について慎重に対処することを求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、発議第9号 郵政三事業のユニバーサルサービスの確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

○牧野 晶君 それでは郵政三事業のユニバーサルサービスの確保に関する意見書について、提案説明をさせていただきます。文面については中身を見ていただければわかると思うのですが、それこそ8月26日付けの読売新聞に掲載してありましたが、この新聞報道を元に意見書を提出するのはいかがなものかという意見があるかもしれませんが、私は新聞に出るといことはそれなりに検討されていることだろうと思っております。

その中で、私は26日から注意してずっといろいろな記事をネットとか見てきましたが、この検討に対する、検討しているということに対して否定をしているというふうな話はなかった。そういうふうな記事を私が見落としているのかもしれませんが、どこの記事にもなかったもので、これは否定が出る——本来、検討していないのであれば、そんなことはしていないというふうな閣僚か、またいろいろな郵政のほうからの話が出るというのが出てこないというのは、やはりやっているのではないのかと思ひ私はこの意見書を、すいません、大変申し訳ないのですが、土壇場になって出してしまうことに対していろいろな点があるかもしれませんが、ぜひ多くの方からの賛成、できれば全員賛成によって提出していただければと思います。以上になります。

○議 長 質疑を行います。

○山田 勝君 お伺いします。新聞報道があつて、この意見書をここで出すというその急ぐ理由というのが、ちょっと私はわからないので、提出者がどう考えられているか。

もう1点、郵政民営化法の民の宿命として利益を追求するというところで、この文面の中で、最後のほうで、そのために地方の郵便局が廃止に繋がる恐れというところがちょっと理解できない。逆に考えると、過疎局の閉鎖を防ぐための手段としてやるという考え方もあるのではないかと、そういう考え方もあるのではないかという思いがしたので、提出者がどう考えられているか2点お伺いします。

○牧野 晶君 それでは質問にお答えしますが、やはりこの8月26日に出た中で提出していく、かなり早急に提出していくということですが、私が常に思っているのが、それこそ郵便の父といわれる前島密さんも新潟の偉人であります。その方もきっと今の時代に郵便をしなければ、作っていかなければならないのではないかということで、いろいろな急ぎの中でこの制度を守っていったと思ひますし、逆に私はこういうふうな話があるのであれば、地域として——この辺でいえば六日町ぐらいが利益が出ている局舎ぐらいというふうに私は聞いております。あとのところは郵便事業ではなかなか黒字になっていないというふうに私は

聞いているので、ここの地域の郵便局を守っていくために、私は早急に出す。それこそ新潟からいの一番に出てきたぞと、そういうのは私は非常にいいことだと思いますので、ここで出したいというふう思ってさせていただきました。

あとそれと、隔日営業や半日営業については、今のところ地域の郵便局はつぶさないというふうに話をしておりますが、毎日営業していたところと、半日営業になりました、要は半分の売上げになるなんていう簡単な問題ではないと思うのです。例えば1日1万円の売上げがあった、それが5日間あったら5万円の売上げです。でも2日に1ぺんになって2万5,000円という簡単なことになるかといえば、私はやはり不便になったら不便になったなりに売上げのほうは1万円とか2万円になるだろうというふうに。これは郵便局という例えが言いつらい点もありますが、私はそういうふうになっていくと思います。昔はあったけども今はこれだけの利用者になりました、じゃあ廃止してもいいのではないかと。またこれがさらに将来、何年後かに話が出る可能性もあるので、ここのところでこういう隔日営業や半日営業の検討というのは即時中止をしてほしいという思いで、この意見書を、そういう思いで私はこの文面を考えてこういうふうに提出させていただきました。

○関 昭夫君 提出者に2～3点聞かせていただきたいと思います。説明の中にありましたが、8月26日の記事を見て、またその後いろいろなものを調べた結果、それを否定するものがなかったということですが、肯定するようなものはありましたでしょうか。私が危惧しているのは、この記事だけで、ほかに毎日新聞か何かちょっと扱ったという話も聞いていますが、私の知る限りではその後こういうことが報道に載っていない、どこにも書かれていない。それが検討をしていない、否定するという意味ではなくて、逆にどうなっているかわからない。あくまでも新聞記事でしかなかったのかというのもちょっと危惧をしています。その辺がどういうふうに情報を収集したのかお聞かせをいただきたい。

それからこの文面ですが、今のままでいく、このままのものが意見書として出るとすると、あくまでも新聞記事、それも読売新聞の記事で意見書を出す。それがあったから意見書を出すみたいな形になってしまうというふうに思うのです。もし、内容が全然違ったとしたらどうということになるのかという思いがあります。そこもお願いします。

それから、文面にもありますが、郵政グループが検討しているわけですよね。それで意見書を出すところは国ですよね、内閣総理大臣以下、検討しているところには出さないのでしょうか。あるいはこの文章でいけば、本来検討しているところに対して意見を言う内容だというふうに思います。

自治法の99条のうんぬんという部分で該当するのかわかりませんが、もし国に意見書としてこういう情報を得た中で、国に情報としてあげるとすれば、文章のその言わんとすることはわからなくはないのですが、こういう検討を即刻中止しろというようなものを国に上げて検討しているところは違うわけですよね。だから、国に上げる内容としてはちょっと違うのではないかという気がする点。

それからもう1点です。ちょっと多くなりましたけれど、8月26日の記事を見て思って

という提出者ですね。正直いって議会のルールでいけば、開会中の最終の議運に間に合えばいいということになってはいますが、当日お昼になってこれを出しますと来て、今みたいな話を全然する場がないわけですよ。議員として議員が文面を考えて提出してくるにしても、本来であれば全員の賛成を得るということを考えるならば、今までもそうですけれど、事前に、自分たちが出したいものがあれば配付をして、内容の検討をしてもらって、意見調整をして、できるだけ多くの方から賛成していただけるように——文面や何か間違いも当然あるわけですよ。私だっていろいろな部分でありますけれど、やはりそういうことが必要ではないかと思うのですが、そこについてもぜひお考えをお聞かせください。

○牧野 晶君 まず後ろから2番目から忘れないうちに。それこそ、衆議院議長とかで提出先に郵政グループがないということですが、過去にNTTの光ファイバーを引くとき、NTTさんに光ファイバーを引いてくれというふうな意見書を出そうと思ったら、NTTは民間会社なので意見書を出すことができませんよ、というふうな話があったのです。これはこの議会ではないです。そういうところで決議をしたのに出せなかったという点があるので、やはりこのところは、今はもう民間になっているわけですし、郵政グループに関しての意見書というのは出せないものだとは私は思っていますので、こういうふうにさせていただきました。

それで、土壇場での提出についてですが、ちらちらというふうなうわさを私はしていたつもりですが、耳に入っていないようでしたらその点では大変手落ちがあったと思います。それこそ文面に関しては本当にこの土壇場で見せてしまいました。それでもこの記事とかはいろいろなところで拝見された方もいらっしゃると思いますし、それこそ読売新聞何かの記事についていらっしゃると思います。そのところでちょっと私の認識が指摘される点があるのは、何ともいい様がないので、その点でご理解いただければと思います。

あと2点、記事の内容が、についてですが、それこそこの記事と同様な記事がほかにあったかという点については、私は正直ありませんでした。いろいろ郵便局の方に聞いても、この記事というふうな話だったのですが、私はやはり今の世の中はメディアからの情報をとって、私たちの議員活動として繋いでいくのは非常に大切なことだと思います。例えば一方のマスコミだけを信じるというのも、片や極端な点もあるかもしれませんが、そのところは私はいろいろなマスコミとかインターネットの情報の中において、そしてこれは私はきっと検討されているというふうな思いの中で、議員として活動した中で、判断した中でやっていったことなので、私はこれについてはこれ以上の答えしか出せないと思います。あと1点あったと思うのですが、よろしくお願いします。

○関 昭夫君 まず、提出者ご自分でも言われましたが、何でこの記事を肯定するというか。検討していることがもっといろいろなところから出てくれば、本当に検討しているという話になるのだと私も思います。ただ、過去に言われたとおり、ある1つの情報を元にしていろいろなことをやったがために、とんでもないことが起きている部分もいっぱいあるわけです。ましてや、議会として意見書を国に上げるわけですよ。内容も不十分なまま、私は

そう思っていますけれど、国に対して言うのであれば、さっきも言いましたけど、もっと内容を違う観点も踏まえて出さなければならないのだと思っています。そういう中でたった1社の新聞記事を元にして、それもわざわざこの中に入れて出すわけです。そういう意味でちょっと拙速だったのではないかという気がしています。

それから、正直言って今回のこの提出については、悪しき前例になってほしくない。当日、議運に間に合えば何でもいいんだと。確かに今の規則上でいけば、それでいいことになってしまいますけれど、議運の場に提出者と賛成者がそろって3人出ていれば建前上いいわけですから、その場に持ってきてお願いしますで済んでしまう。こういう悪しき前例になってほしくないという意味で申し上げます。思いはわからないわけではないのですが、そのことについてもう1回お願いしたい。

○牧野 晶君 それこそ片方の新聞1社だけということについてまず言わせていただければ、新聞1社でもそれが信頼できるソースであれば、私は遠慮なくいくべきだと思います。私が過去に視察した議会の中では、本当に、何と言っていいか、どうしようもないというのはそのまた議会、請願者とかもすごい請願を上げてくる方もいるわけです。例えば・・・ちょっと具体的には覚えていないけれど、本当に近所のことに対しての請願とか上げてくる人もいます。請願と意見書はまた違う点もありますが、私はその中で、いろいろな考えの中で議員として議席を預かっているという中で、私はこれを提出させていただければという思いの中でさせていただきました。

あと、悪しき前例についてですが、そういう指摘がある点は身に染みてまた今後活動していきたいと思います。これ以上の答弁はできないので、お許しいただければと思います。

○岩野 松君 長くなってすみませんが1点だけお願いします。先ほどからずっと聞いていますと、読売新聞の報道によりほかにはなかったというのが随分強調されていますけれども、これを提出するにあたり、議員は読売新聞社にその根拠とか、それからどこが何をそういう方向があるのかというようなことは、質しましたでしょうか、どうでしょうか。

○牧野 晶君 私は新聞報道に対して、新聞も情報ソースのというのは開示をしないわけですね。それが前提になっているわけですし、そういう点を考えて、この情報ソースはどこだなんていうことを聞いても、私は回答があるとも思いませんので、私は今回これについてそういう聞き方はしませんでした。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第9号 郵政三事業のユニバーサルサービスの確保に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長並びに各常任委員長から所管事務について、会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長並びに各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長並びに各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもって平成24年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦勞さまでございました。

(午前12時28分)